

## 町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第18条 平成15年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の都市計画税の税率は、第132条の規定にかかわらず、100分の0.24とする。</p> <p><u>第18条の2 令和4年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第132条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第18条 平成15年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の税率は、第132条の規定にかかわらず、100分の0.24とする。</p> |

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、現在実施している都市計画税の税率を、新型コロナウイルスの影響を鑑み1年間据え置き、次年度以降は新たな軽減税率を定め、引き続き納税者の負担軽減と、今後の街づくりに資する措置を図るものである。